

## 5年を経過した 成年後見制度の現状と これから立ち向かうべき 課題とは

大貫正男 氏

社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長

2000年4月に成年後見制度がスタートしてから5年が経過した。制度のスタートに先駆け、いち早く活動を開始した社団法人成年後見センター・リーガルサポートの大貫正男理事長に、この5年間の活動の内容と、今後の展望をうかがった。

聞き手 株式会社東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



### 高齢社会に不可欠な制度

**反町** まずは高齢化が進むこれからの日本社会において、成年後見制度(3頁・資料1参照)は自分の財産や権利を守るために不可欠な制度であると言えます。まず、司法書士がそこにいち早く注目した経緯からうかがいたいと思います。

**大貫** 司法書士は、高齢者、特に認知症の方が所有する不動産の取引や登記手続きをする中で、いつも「本当にこれでよいのか」という自責の念にかられてきました。と言いますのは、成年後見制度がスタートする以前は、そのような場合、禁治産・準禁治産制度<sup>1)</sup>によるしかないという状況でした。しかし、それでは高齢者の行為能力を奪ってしまう上、対象者が程度重い精神の障害がある方に限定されるので、実際には使えないわけです。そこで司法書士は、推定相続人全員から「処分してよい」という内容

の同意書を取り、それをもって取引を進めたのですが、「本人が署名もできないような状態であるのに、これが本当に本人の意思にかなうことなのか」と、常に思い悩みました。そのような背景があり、われわれは1994年頃より、この成年後見という制度に関心を持っていたわけです。仲間を募り、研究会を開催し、高齢者等を対象とした相談会を開くなど積極的に活動しました。そのような活動が、1999年12月に成年後見関連法案が国会を通過すると同時に、社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下、「リーガルサポート」)を設立するという、迅速な対応につながったわけです。

**反町** 弁護士と比較しても、司法書士の不動産取引への関わりは非常に切実だったということだと思います。特にバブル期などは、不動産を所有している高齢者が命まで狙われるというような事件が頻発したこともありました。司法書士の

苦労は並大抵のことではなかったと想像できます。

**大貫** 実際、一部の司法書士が犯罪に加担するようなことも起きたわけで、そうした状況からも、心ある人が「何とかしよう」と行動を起こしたというのが始まりだと言えるでしょう。

**反町** リーガルサポートの組織についてお聞きしたいと思います。

**大貫** 全国組織で、現在、北海道から沖縄まで全国に50の支部があり、正会員数は3,363名です。それらの事務局は、各司法書士会の中にあり、それぞれ自治体、地元の家庭裁判所や社会福祉協議会などと連携して活動しています(3頁・資料2参照)。

**反町** 後見人選任の仕組みと、後見人養成のための研修、あるいはそのフォロー体制はどうなっているのでしょうか。

**大貫** 後見人は家庭裁判所が選任するわけですが、われわれは、一定の研修

を修了した会員を登載した後見人候補者名簿を、各家庭裁判所に提出しています。そこから選任してもらうという仕組みです。この後見人候補者名簿は、2年ごとに更新されますので、再度一定の研修を履修した会員だけが掲載されています。それにより会員の水準を保っているわけです。研修は、主に人権・倫理、福祉・医療関連分野、社会福祉、遺言・相続・財産保全、さらに被後見人の能力をどう判断するかということなどについて重点的に行っています。被後見人の能力判断の基準としては、1つは医師の診断書という医学的な判断があり、それに加えて、直接面談したり、施設や介護をされている方から話を聞いたりという福祉的な判断を下し、それを基に裁判所に申し立てます。これに関連して、「意思能力調査委員会」の準備室では、本人を取り巻く事実、人間関係、さらに法律問題が浮かび上がれば審理に役立つと考え「生活環境調査報告書」を策定するなどの研究を行っています。

**反町** リーガルサポートでは、会員の研修だけでなく、成年後見制度をバックアップするために、外部の研究会を支援するなどの研究活動もされています。その内容を教えてください。

**大貫** 日本成年後見法学会<sup>2</sup>という学会が立ち上がっており、その中には制度改正研究委員会と、高次脳機能障害に関する研究会などの研究会があります。後者の研究の対象である高次脳機能障害者は、現在全国に30万人いらっしゃいます。主に交通事故やスポーツ事故がその原因となっているものですが、そうした場合の保険金の受け取りや、その後のお金の使われ方などについて、きちんと成年後見を充てるといふ対応が急がれます。現在、損害保険会社等からも助成金を受けて、研究を進めているところ

**反町** 交通事故による死亡者は今年でも年間8,000人もいるわけですし、保険金や賠償金という多額の金員は犯罪を引き起こす可能性も持っています。このような分野にも、成年後見制度による対応をお願いしたいと思います。同時に、リーガルサポートにとっては、非常に大きなマーケットではないかと思います。

**大貫** 今、地域では治安が悪化し、高齢者・障害者等が強盗や悪徳商法などの被害に遭うことが多くなりました。頼りとする家族、施設などから虐待を受けることすらあります。人間としての尊厳を保って暮らし続けることが容易ではなくなってきました。こうして状況を見ると、高齢者・障害者等の生活や権利を守るために、どうしても制度の普及拡大を図っていかねばならないと思います。

## ドイツと比較すると日本は利用が少ない

**反町** 現在の活動状況を見ると、年々、受託件数も増えて好調のようにお見受けします。

**大貫** おかげさまで、現在、リーガルサポートに入会している司法書士が受託している件数は2,300件ほどあります。また最高裁判所の統計を見ると、後見人に親族がなるケースが全体の約83%、親族以外の専門職がなるケースが約17%となっていますが、その専門職のうち最も多い割合を占めているのが司法書士で、999件となっています(右頁・資料3参照)。専門職の後見人が年々増加傾向にあることも、1つの特徴といえます。制度開始当初は、おそらく90%は親族による後見人だったはずですが、職業後見人が増えているということは、それだけ職業後見人の信頼度が上がったということと、同時に複雑な事件が増えてきたということも言えると思います。いず

1 禁治産・準禁治産制度：成年後見制度以前の民法では、禁治産・準禁治産制度およびこれを前提とする後見・保佐制度が設けられており、精神上の障害により判断能力の不十分な人が保護されてきた。しかし、「心神喪失」および「心神耗弱」という要件が厳格であるため軽度の認知症・知的障害・精神障害に対応することができないことや、明治憲法下の「家」制度の影響を強く受けていること、「禁治産」という用語に社会的偏見が強いことなど、問題点も多かった。

2 日本成年後見法学会：成年後見制度の利用を促進し、またより利用しやすい制度にするために、さまざまな調査、研究やシンポジウム等を行うことを目的として2003年11月2日に発足した。

れ、専門職業後見人の割合は30%になるものと予測しています。

**反町** 任意後見、法定後見を分けて分析すると、制度の利用状況はいかがですか。

**大貫** 最高裁判所の統計によれば、昨年度の申立件数は全体で1万7,086件で、前年より約13%の増加です。しかし任意後見はなかなか増えないのが現状です。ぎりぎりまで「自分のものは自分で管理したい」というのが人情なのでしょう。増えているのは法定後見の中の「後見」で、「補助」、「保佐」についてはほとんど横ばいの状況です。不動産取引をするのに、あえて「補助」の制度を使うくらいなら、誰かに相談してサポートしてもらうというのが現実的なようです。

**反町** そのあたり、契約制度が発達している欧米では、どのような状況になっているのでしょうか。

**大貫** ドイツは、1992年に世話法(日本の法定後見制度に相当する)が施行されて、約10年で利用件数が100万件を超えていると言われています。ドイツの人口は8,200万人ですから、人口の約1%が利用している計算になります。このまま推移すれば、件数が増え財政負担が多くなるというので、法定後見の増加を抑えるため、今後は任意後見制度を普及させる方針のようです。これと比較すると、日本の制度利用者は施行して4年間で約5万2,000件です。成年後見制度を必要とする人々が約500万人いると言われる現状を踏まえると、日本は利用が少ないと言わざるを得ません。

**反町** 後見を必要とする方の中には、年金生活者や生活保護者などの低所得者も多く含まれると思います。そこに対するサポートの仕組みもあるようですが、どのような内容のものでしょうか。

**大貫** そのような低所得者の後見人となった方々の活動を支えるために、リー

**資料 1 成年後見制度とは**

成年後見制度とは  
認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などを本人が行うのが難しい人、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまうなど判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。1999年12月、「民法の一部を改正する法律」、「任意後見契約に関する法律」、「民法の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「後見登記等に関する法律」の4法が改正され、2000年4月に施行されたことによりスタートした。

法定後見とは  
法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為、本人が自分で法律行為をするときの同意、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消すなどの保護・支援を行う。

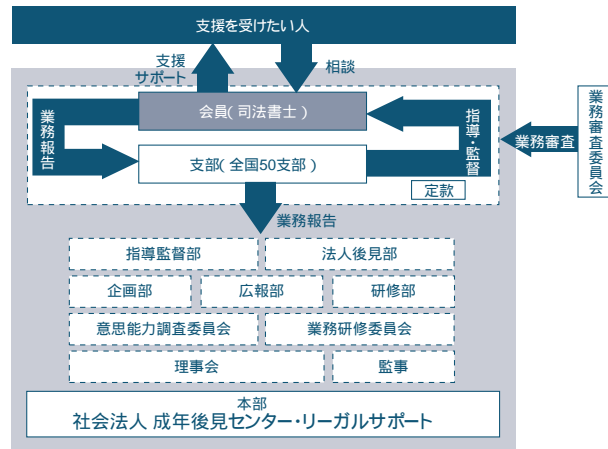
	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市町村長		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法第13条第1項所定の行為(1)(2)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法第13条1項所定の行為の一部)(2)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(2)	同上(2)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(3)	同左(3)

- 1 家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができる。
- 2 日常生活に関する行為は除かれる。
- 3 保佐人や補助人に代理権を与える審判を申し立てる場合、本人の同意が必要になる。補助開始の審判を申し立てる場合も同じ。

任意後見とは  
任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えてあらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。そうすることで、本人の判断能力が低下した後、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になる。

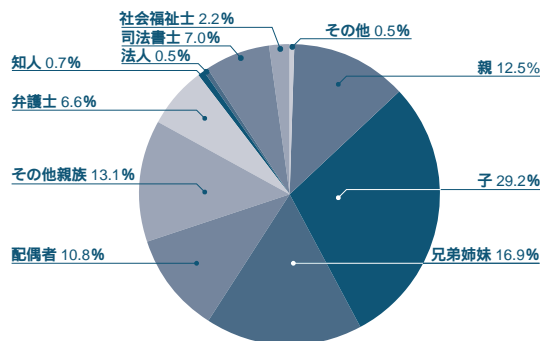
参考：法務省民事局ホームページ「成年後見制度」 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>  
編集部作成

**資料 2 成年後見センター・リーガルサポートの仕組みと組織**



出所：社団法人成年後見センター・リーガルサポートホームページ  
<http://www.legal-support.or.jp/cios/organization/page3/index.html>

**資料 3 成年後見人等と本人の関係別割合**



(注)後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で終了したものを対象とした。  
出所：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成15年4月から平成16年3月～」  
[http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei\\_misc.nsf](http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_misc.nsf)

ガルサポートは「公益信託成年後見助成基金」を創設しました。応募すると、月1万円を限度とする助成が受けられます。その原資は、当初は全国の司法書士会員などから集め、約2,000万円の基金を用意しました。その後制度がスタートしてみると、制度の利用者の中に、「亡くなったときに財産をリーガルサポートに遺贈したい」という方が出てきたのです。リーガルサポートでは、それを直接受けたい旨の規則がありますので、その受け皿として、「公益信託成年後見助成基金」を紹介しています。その結果、約4,000万円の遺贈などがあり、現在そこには約7,000万円の基金があります。したがって、現在は月2万円を限度とする助成が可能となりました。

イギリスやドイツでは、こうした基金は国が運営していますが、日本ではまだそのような国の仕組みがないので、我々が併せて行っているという状況になっています。

**反町** 日本という国は元来、このような制度は自治体が国の予算を使ってやってきたという側面がありますが、こうした新しい制度を民間がリーダーシップをとって立ち上げていくというのは、よい国づくりのステップになります。リーガルサポートの活動状況をうかがっていると、それを実感します。「民間でできることは民間で」という政策の、まさにモデルになる事業だと思います。ところで現在、リーガルサポートが自治体や企業などと協力して活動されていることはありますか。

**大貫** 自治体について言うと、後見の申し立ては、本人、4親等内親族のほか、市町村などができるのですが、そうしたときに申し立ての相談を受けたり、具体的な手続きを行ったり、また適当な後見人がいない場合には、我々が後見人になることもあります。一方、企業との連携としては、金融機関、生命保険会社や信託会社、建設会社、施設等と協定を結び、本人に判断能力がなくなり財産管理

や契約などができなくなったようなときに、きちんと後見人を付けて手続きが進むようにするといういわば紹介事業を行っています。

**反町** 昔から「医者と弁護士は…」という言い方をしますが、これからの世の中はそれが「医者と後見人は…」と言わなければならないほど、すべての人が人生のどこかで成年後見制度にかかわっていくことになると思います。むしろ医者よりも後見人が先かも知れません。

**大貫** 誰でもいずれは老いゆくのですから、成年後見制度のお世話になる可能性があります。そのような意味では、成年後見を新たなる公益における成長分野と見ることも可能と言えます。

**反町** 他の士業も、この制度の導入には注目していることと思いますが、現状はいかがでしょうか。

**大貫** 後見人の供給に力を入れているのは、弁護士、社会福祉士、税理士などです。例えば社会福祉士会は権利擁護センター「ばあとなあ」という委員会組織を設けています。また、任意後見契約の締結の際はいろいろな問題が発生していますので、公証人会にも特段の取り組みを期待しています。

## 後見人養成のシステム作りと報酬の問題が大きな課題

**反町** 成年後見制度は社会的にも期待されている重要な制度ですが、普及に向けて、今後どのような活動をされていく予定ですか。

**大貫** この制度はおっしゃるとおり、これからの高齢化社会にどうしても必要とされるものです。それは単なる財産管理ということだけではなく、例えば施設の中で介護にかかわる事故が発生したり、クレームを言うべき身体拘束や虐待などが起きたりしたときに、高齢者自身ではなかなか主張できない場合が出てきます。

3 成年後見人等の報酬は、本人の所有する財産の多寡や具体的な後見活動の内容等によって決定されると考えられる。リーガルサポートの報酬アンケートによると、会員の平均的な報酬は月額2万円から4万円程度だが、低所得者の場合は月額5,000円というケースもある。

それを成年後見人が代わって主張し、人権を守る制度だと私は考えています。まずはそれを今一度訴えて行きたいと思います。

**反町** 例えば被後見人が犯罪被害に遭ったような場合、後見人が本人に代わって訴訟を起こしたり、賠償請求をしたりすることができます。しかし、それ以前に、後見人がいることで、まず犯罪の早期発見が可能になり、さらに犯罪防止の効果もあるかもしれません。

**大貫** その通りです。しかも私たちが成年後見人になった場合には、本人の法定代理人として訴訟物価格の制限なく、地方裁判所でも高等裁判所でも訴訟行為が可能です。実際に地方裁判所で法廷活動をした司法書士もいます。

**反町** そうなると司法書士は、成年後見人になることで、弁護士と同様の法廷活動ができることとなります。人間最後は必ず年を取って死ぬわけですから、司法書士は成年後見という制度を取り入れることで、1億2,000万人の潜在的な代理人であるとも言えそうですね。

**大貫** 確かに出口から見れば、理論上はそのような言い方ができるかも知れませんが、であればこそ、これからはさらなる後見人の能力担保としての活動にも力を入れ、同時に弁護士との連携を強化していかなければならないと考えています。

**反町** 司法書士にとっては非常な追い風ですが、若手の司法書士の制度への取り組み状況はいかがでしょう。

**大貫** 特に、若手の司法書士の入会を呼びかけており、最近では徐々に増えつつあります。さらに若手の会員を確保するには、報酬の問題は避けて通れない課題だと思います。法定後見の場合、報酬は家庭裁判所が決定するのですが、その額は事務所を維持するのに必ずしも十分とは言えないのが実情です<sup>3</sup>。家庭裁判所は何を基準に報酬を決定しているのか不透明です。見守り、福祉サービ

スの利用契約など、身上看護のための業務が考慮されないなどの不満も聞きます。それらが改善されれば、もっと入会者が増えると考えます。

**反町** 例えば、介護保険と成年後見制度は車の両輪という例がありますが、成年後見制度がきちんとすれば、介護のコストが下がるわけですから、そういった面をトータルに考慮する必要があると思います。せっかくの制度が、報酬のために片手間にされるようなこと

になっては本末転倒です。後見人にもインセンティブになる報酬金額とその基準を明確にしないことには、なかなか引き受けられないと思います。特に若手の場合は難しいでしょう。

**大貫** 有能な専門職後見人を多数確保し質の高い後見事務を行うために、また魅力ある職務とするために業務に見合った報酬は支払われてしかるべきです。そうでないと人には勧められません。ボランティアのようになってしまいます。報酬の問題は、リーガルサポートだけでなく、制度の基本的担い手をどう確保するかという後見人全体の検討課題です。日本弁護士連合会をはじめとする諸団体とも連携をとって提言していきたいと思っています。

**反町** 制度の普及とともに、後見人のマンパワーの確保も大きな問題になってくるかと思っています。

**大貫** その通りです。私は、これからたくさんリタイアしてくる団塊の世代の方たちに、成年後見制度の担い手として手を挙げて欲しいと考えています。と同時に、そうした方の研修制度なり資格制度も作っていききたいと思います。例えばドイツでは、各地区に職業後見人を養成する仕組みがあります。そして後見人の養成や確保に自治体が責任を持つシステ



ムになっています。これを見習って、リーガルサポートなどの団体が後見人を養成する。これを実現しないと、いずれ後見人の数が足りなくなることでしょう。制度としては、もう待たないの時期に来ていると思います。

**反町** 個人主義の世界では、自分の財産は本来自分で責任を持つことが原則ですので、それを他人が支援するという成年後見制度は、ある種イレギュラーな制度とも言えます。しかし、5年経過した現状を聞き、さらに今後の展望や課題をうかがったところ、これから必ずよい方向で落ち着くところに落ち着くものと感じることができました。リーガルサポートのこれからのさらなるご活躍に期待しております。本日はご多忙のなか、有意義なお話、ありがとうございました。

社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長

**大貫 正男(おおぬき まさお)**

1948年埼玉県生まれ。1972年早稲田大学社会科学部卒業。1975年埼玉司法書士会入会。全国青年司法書士協議会会長、日本司法書士会連合会理事(3期6年)、同中央研修所所員、同成年後見制度創設推進委員会委員長、涉外司法書士会会長、司法書士試験委員、早稲田大学法職過程教室講師、埼玉司法書士会副会長(3期6年)等を経て、社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長(現職)。ほか、日本成年後見法学会副理事長、埼玉県権利擁護総合相談センター権利擁護委員。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)